令和６年４月１日以降保険始期用

森林保険のご案内

山火事、自然災害への備えはできていますか？

森林保険にお任せください！

森林保険公式キャラクター
たもちぃ

森林保険公式キャラクター
そよりん

森林保険は、あなたの森林が災害にあった時のための保険です。

森林保険法（昭和12年法律第25号）等に基づき、森林が山火事や台風、
豪雪等による被害を受けた場合に、その損害を補償する制度です。

国立研究開発法人　森林研究・整備機構　森林保険センター
〒212-0013　神奈川県川崎市幸区堀川町66番地２（興和川崎西口ビル９階）
TEL：044-382-3500　URL：https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/

ホームページ　Facebook　YouTube

保険金のお支払いの対象となる災害

火災	風害	水害	雪害	干害	凍害	潮害	噴火災
山火事で受けた損害	暴風による幹折れ、根返りなどの損害	豪雨、洪水による埋没、水没、流失などの損害	豪雪・積雪による幹折れ、根返りなどの損害	乾燥による枯死などの損害	凍結、寒風などによる枯死などの損害	潮風、潮水浸水などによる枯死などの損害	火山噴火による焼損、幹折れ、埋没、根返りなどの損害

森林保険のQ&A

加入できる森林は?

人工林が対象となります。天然林でも、間伐等の人手が加えられた森林（育成林）は対象となります。造成した森林が針葉樹か広葉樹かは問いません。

誰でも申し込めますか?

個人、法人を問わずどなたでもお申込みでき、保険契約者になることができます。例えば、市町村長や森林組合長などが森林所有者に代わって申し込むことができます。

保険金の受取人は誰ですか?

森林の所有者です。

※森林経営管理制度で森林所有者から森林の経営管理を委託されている場合は、自治体や事業体が保険契約者となり、森林所有者に代わって保険金を受領することもできます。

保険料はいくらですか?

森林の所在する都道府県・樹種・林齢・面積と、ご希望の付保率を基にその森林の保険金額を決定し、それに保険料率をかけて保険料を決定します。

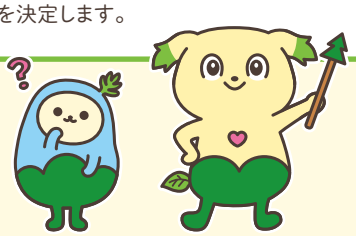

保険料の割引はありますか?

①長期割引　②継続割引　③花粉症対策苗木割引　があります。

①長期割引（2年目9.5%割引、3年目以降13.5%割引）

複数年分の契約で、保険料をまとめて払う場合に2年目以降の保険料を自動的に割り引きます。

②継続割引（1年目3%割引）

現在のご契約と同じ内容で契約を継続される場合の割引です。複数年契約の分割払い2回目以降の場合も適用されます。

③花粉症対策苗木割引（1年目3%割引）

花粉症対策苗木を植栽後2年以内に初めてご契約される際の割引です。

※花粉症対策苗木の植栽を証明する書類が必要です。なお、3年以上前に植栽した森林や植栽区域0.01ha未満の場合は対象外となります。

ご契約のモデルケース（地域区分※1 Bクラスの場合）

ご希望に沿った内容でご契約いただけます。

事例1　付保率 100%

樹種	スギ
契約時林齢	1年生
面積	1ha
保険期間	5年間

林齢	保険金額	保険料	
		毎年の分割払い（継続割引適用）	5年分の一括払い（長期割引適用）
1年生	101万円	3,999円	25,324円
2年生	119万円	4,569円	
3年生	144万円	5,529円	
4年生	166万円	6,374円	
5年生	188万円	7,219円	
	総額保険料	27,690円	25,324円

事例2　付保率 50%

樹種	ヒノキ
契約時林齢	35年生
面積	1ha
保険期間	5年間

林齢	保険金額	保険料	
		毎年の分割払い（継続割引適用）	5年分の一括払い（長期割引適用）
35年生	159万円	4,976円	23,773円
36年生	171.5万円	5,213円	
37年生	171.5万円	5,213円	
38年生	171.5万円	5,213円	
39年生	171.5万円	5,213円	
	総額保険料	25,828円	23,773円

付保率は、標準金額※2に対する保険金額の割合（カバー割合）で、お客様ご希望の付保率によりご加入いただけます。
例えば、付保率を50%として標準金額に対する保険金額を50%にした場合、保険料も50%となります。

・保険料は森林の所在する地域や払込方法（一括、分割）によって変わります。
・お支払いする保険金は、ご契約の保険金額と損害の程度によって変わります。
・壮齢林（スギ60年生以上、ヒノキ65年生以上、広葉樹35年生以上など）では、木材の市場価格の動向で保険金が変動します。

※1 地域区分 …… 保険事故発生危険度の地域による相違により、保険料率の適用地域区分をA・B・Cに区分しています。
※2 標準金額 …… 個々の契約ごとに保険の目的の樹種、林齢、面積、立木度に応じて保険金額の標準※3により算出するもので、保険金額の上限となります。
※3 保険金額の標準 …… あらかじめ（国研）森林研究・整備機構が樹種・林齢別に1ha当たりの標準的な森林の価額を定めたものです。ただし、契約対象となる個別の森林毎に評価することも可能です。

お支払い事例 ～入っていてよかった、森林保険～

山火事に自然災害、避けられなくても備えはできます。ぜひ森林保険をご利用ください。

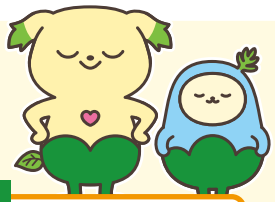

火災　令和3年 群馬県（ヒノキ42年生）

契約面積	3.55ha	1年あたり保険料（付保率70%）	26,676円/年
実損面積※4	2.38ha	お支払いした保険金	6,214,180円

森林火災の約7割が、空気が乾燥して雨が少ない冬から春にかけて発生しています。

風害　令和元年 千葉県（スギ31年生）

契約面積	0.16ha	1年あたり保険料（付保率100%）	1,119円/年
実損面積※4	0.16ha	お支払いした保険金	454,000円

強風にさらされたり、風が収束しやすい地形で特に被害を受けやすく、被害が面的に広がる傾向にあります。

雪害　令和2年 長野県（スギ57年生）

契約面積	1.38ha	1年あたり保険料（付保率100%）	7,406円/年
実損面積※4	0.43ha	お支払いした保険金	956,492円

森林保険では、豪雪や積雪、なだれ、雨氷による幹折れ、根返りなどの損害に備えることができます。

干害　令和4年 京都府（スギ2年生）

契約面積	3.07ha	1年あたり保険料（付保率100%）	21,045円/年
実損面積※4	2.79ha	お支払いした保険金	2,817,900円

干害は植栽後間もない幼齢林に発生しやすく、被害のほとんどをⅠ齢級（1～5年生）が占めます。

※4 実損面積…損害木の専有面積のことを指します。（損害区域面積×損害率）

次のような場合には、保険金支払いの対象となりません

- 倒木起こし等通常の林業的手段により復旧可能な損害
- 補植等の必要もなく、成林に支障のない程度の軽微な損害
- 立木の枯損の主たる原因が、適地適木の誤り若しくは苗木、植付、育林の不良等明らかに造林技術上の欠陥によるもの又は病虫獣害等によるものと認められる損害
- 1月～7月植えの場合は植栽年の12月末、8月～12月植えの場合は植栽翌年の10月末までの間に活着不良等により通常生じる枯損（10～15%）による損害
- 損害が保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失により生じたとき
- 保険契約者又は被保険者が、契約森林に損害が生じてからその通知をせずに3年（平成22年3月31日以前の契約については2年）経過したとき
- 損害が戦争その他の変乱又は地震により生じたとき
- 保険金のお支払い額が1契約内訳当たり4,000円未満のとき

お申込みの流れ

1 お申込みのご相談

まずは最寄の森林組合または森林組合連合会までご相談ください。
※ご相談時には、**森林の所在地、樹種、林齢、面積**をお知らせください。

2 契約内容のご提案

ご相談内容に応じて、お見積もり（保険金額、保険料）をご案内いたします。

3 お申込み

お申込み内容が決まりましたら、申込書にご記入、ご捺印ください。
お申込みにあたっては、必ず**森林保険契約重要事項説明書**をご確認ください。
※申込書のご提出と併せて保険料をお支払いください。
※保険期間の開始日の設定については、お申込みの際に窓口にご相談ください。

4 ご契約成立

手続きが完了しましたら、森林保険センターから保険証書をお送りいたします。
※保険の効力発生は保険証書作成日の翌日以降からとなります。新規契約の場合、申込から保険証書発行まで概ね20日間程度いただいております。
※保険証書は大切に保管してください。

- 保険期間は、最短1年から最長20年まで、1年単位でお選びいただけます。
- 保険金額（損害時にお支払いする上限額）は、標準金額を上限として任意に設定できます。
- 申込時に払い込む保険料は、設定された保険金額に各種割引適用後の保険料率を乗じた金額となります。保険料率は、都道府県別、樹種別（針葉樹・広葉樹の別）、林齢別（5年生以下・6年生以上）に定めています。
- 保険料は、法人税法上、損金算入することができます。詳しくは税理士等にご相談ください。

森林保険のしくみ

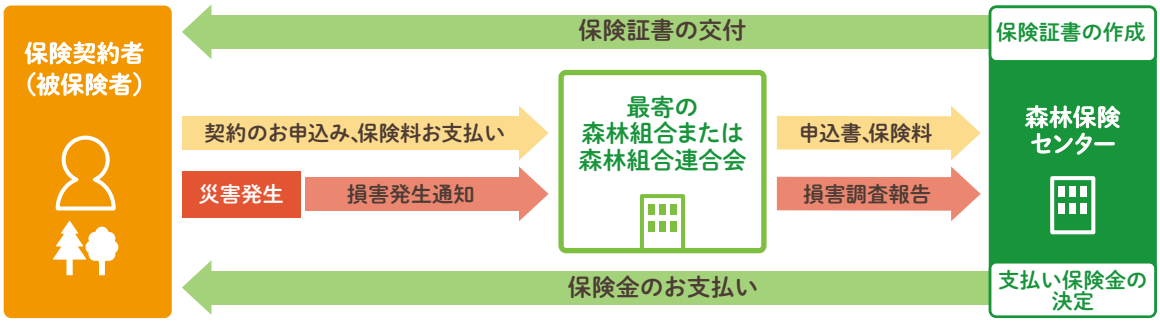

※森林組合及び森林組合連合会は、森林保険センターとの委託契約に基づき業務を行っております。
※大きな災害が発生し、保険金の支払いが多大となった場合も安定した運営が確保できるよう国による債務保証等が法律に規定されるなど、国の関与のもとで公的な保険制度として運用されます。

ご契約時の通知義務について

ご契約申込み時に、他の保険契約が存在するとき又は保険事故による損害発生の可能性が特にあると認められるときは、このことを通知してください。通知事項について故意又は重大な過失により通知しなかったときは、森林保険センターはご契約を解除することがありますのでご注意ください。

ご契約後の通知義務について

他の保険契約

ご契約申込み後に他社の保険を契約したとき又は他社の保険の契約内容を変更したときは、このことを通知してください。
また、保険の目的について第三者が締結した保険契約があること又はその契約に変更があったことを知ったときも同様に通知してください。
この通知義務に違反した場合は、森林保険センターはご契約を解除することがありますのでご注意ください。

危険増加

保険期間中に、保険事故による損害発生の可能性が著しく増加したときは、このことを通知してください。

※保険証書の記載事項に変更が生じたときは、申請をお願いします。

連絡先

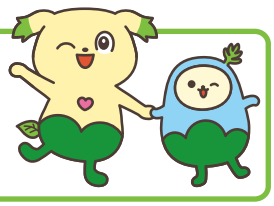

※ご契約者様の個人情報は、「個人情報保護法」に基づき、適正に管理しています。

2023.12